

特集《意匠制度はどこまで使えるか》

食品意匠の登録例からみた
実務上の論点

令和6年度意匠委員会 第2部会 副委員長 森廣 亮太

要 約

特定の物品分野にフォーカスして登録事例を確認すると、当該物品分野の意匠独自の知見を得られるのみならず、物品性や類否、創作非容易性などについて当該物品分野独自の観点から新しい切り口での検討がなされることが期待できる。食品意匠の登録事例について、令和6年度の意匠委員会で検討したところ、興味深い検討結果が得られた。これらの検討結果の一部を紹介する。

特定の物品分野の登録例を分析し検討することは、物品性、類否、創作非容易性などの深い理解につながり、意匠の出願戦略の策定や権利解釈などに有益であることから、今後の当委員会の活動においても同様の手法を活用して検討することが望ましいと考える。

なお、別稿において画像意匠の登録例についても検討しており、併せてご参照いただければ幸いです。

目次

1. はじめに
2. 調査範囲及び方法
3. 検討
 3. 1 食材を加工した食品の意匠
 3. 2 工業上利用可能性
 3. 3 類否
 3. 4 創作非容易性
 3. 5 一意匠
 3. 6 関連特許のある登録例
4. まとめ

1. はじめに

「食品」関係の意匠は、日本意匠分類 A グループ（製造食品及び嗜好品）に属する。下記表⁽¹⁾が示すとおり、A グループに分類される意匠の登録件数は、全体の約 0.2~0.4%にとどまり、意匠の活用が必ずしも十分に進んでいるとはいえない分野と評価し得る。また、そもそも「食品」自体が意匠登録の対象となり得ることについて、馴染みのない会員も少なくないと思われる。

令和6年度の当委員会において「食品」関係の物品分野に関する意匠登録例の調査を行ったところ、会員の参考になり得る事例が複数抽出され、興味深い検討結果が得られた。本稿では、その一部をご紹介します。

	JPO									
	2019		2020		2021		2022		2023	
	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位
A グループ（製造食品及び嗜好品）	66	12	77	12	86	13	90	13	118	13
B グループ（衣服及び身の回り品）	2,518	6	2,906	5	2,829	4	2,929	5	2,635	4
C グループ（生活用品）	3,111	3	3,241	2	4,078	1	3,994	2	3,417	2
D グループ（住宅設備用品）	2,716	5	2,528	6	2,698	6	3,306	3	2,495	6
E グループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）	1,017	10	1,144	10	1,233	10	1,258	11	1,228	11
F グループ（事務用品及び販売用品）	3,102	4	3,168	3	2,773	5	2,840	6	2,752	3
G グループ（運輸又は運搬機械）	2,094	8	2,148	7	1,598	9	2,105	9	1,786	9
H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）	4,963	1	4,610	1	3,954	2	3,998	1	3,687	1
J グループ（一般機械器具）	3,328	2	3,007	4	2,999	3	2,947	4	2,512	5
K グループ（産業機械器具）	2,299	7	1,950	8	2,081	7	2,284	7	2,038	8
L グループ（土木建築用品）	1,756	9	1,782	9	1,923	8	2,116	8	2,226	7
M グループ（A から L に属さないその他の基礎製品）	1,004	11	1,043	11	843	12	1,098	12	991	12
N グループ（他グループに属さない物品）	0	13	41	13	859	11	1,474	10	1,744	10
全体	27,974	-	27,645	-	27,954	-	30,439	-	27,629	-

2. 調査範囲及び方法

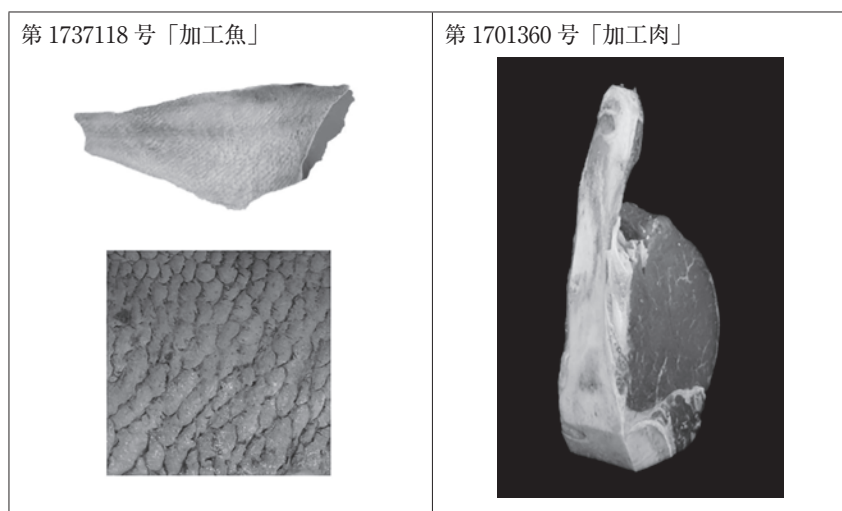
日本意匠分類 A グループ（製造食品及び嗜好品）に属するすべての意匠登録について、J-PlatPat で検索し、①本意匠と関連意匠の登録例、②一見似ているように見受けられるが非類似の登録例、③創作容易であるように見受けられる登録例（創作非容易性）、④パッケージの意匠と関連がある登録例、⑤社会的に話題となった食品の登録例、⑥関連特許のある登録例、など特筆すべき点があると思われる登録例を抽出した。

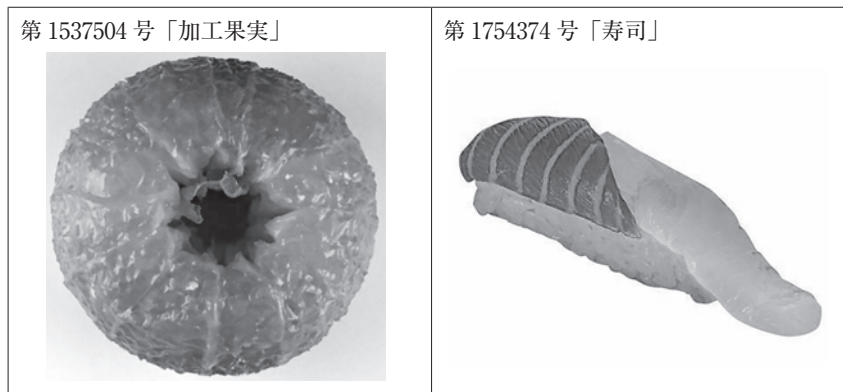
3. 検討

1200 件以上の意匠登録を検討した結果、興味深い知見が得られた。以下、3.1 食材を加工した食品の登録例、3.2 工業上利用可能性、3.3 類否判断の参考になり得る登録例、3.4 創作非容易性、3.5 一意匠、3.6 関連特許のある登録例、の 6 つのパターンに分け、検討した登録例中の一部について検証する。

3. 1 食材を加工した食品の意匠

「食品」関連の意匠ならではの事例として、「食品」の素材（食材）を加工してなる意匠の存在が挙げられる。





かかる登録意匠はいずれも一見すると食材を加工しただけであり、登録に値する創作が施されていないようにも見えるが、第 1737118 号「加工魚」の意匠においてはうろこがすべてきれいに剥ぎ取られている点、第 1701360 号「加工肉」の意匠においては肉塊脂身の周面に沿って上方に突出するへら状の突起が設けられている点、第 1537504 号「加工果実」の意匠においては皮がすべて剥かれているとともに軸心に太径の貫通孔が形成されている点、第 1754374 号「寿司」の意匠においては斜めに切った赤身魚と斜めに切った白身魚の 2 つのネタを対向させてひとつのネタの形にしている点において独自の工夫が認められる。

「食品」関連分野においては、比較的少ない形状変更であっても公知意匠との差異化を図ることで、新規な創作として意匠登録が認められ得ることがわかる。したがって、「食品」関連分野の意匠については、公知意匠と何らかの差異があるのであれば、登録性がないものと決めつけることなく、権利化を簡単にあきらめない姿勢が肝要であるものと思われる。

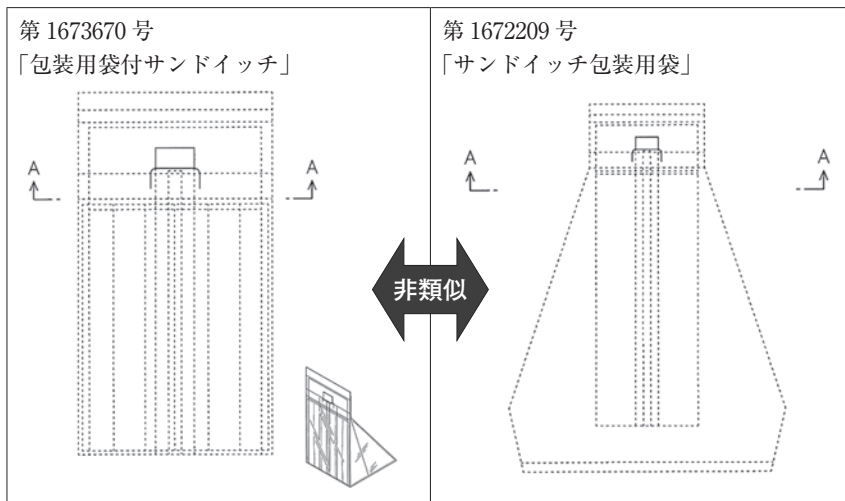
3. 2 工業上利用可能性

意匠登録が認められるためには、「工業上利用することができる意匠」でなければならない（意匠法 3 条 1 項柱書）。ここで、物品の意匠の場合に、工業上利用することができるとは、同一のものを複数製造し得ることをいうこととされている（意匠審査基準第Ⅲ部第 1 章 4. (1)）。このため、いわゆる自然物は意匠登録の対象とならないが、自然物を利用していても、同一のものを複数製造し得ると認められる場合には、意匠登録の対象となり得る。

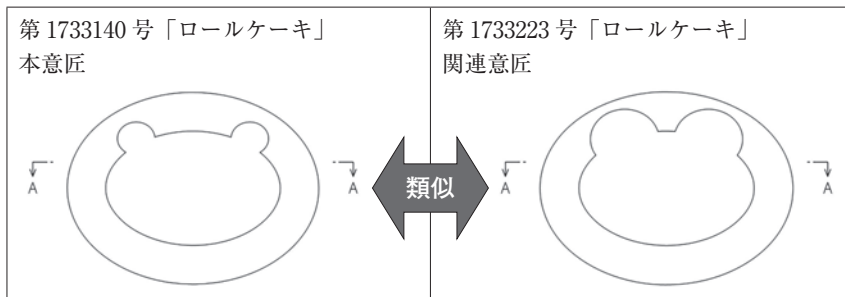


この登録例は、枠型に嵌めて栽培することにより、ひとの顔のような形状としたスイカである。自然物であるため、縞模様や弦の伸び方などにおいてまったく同じものを複数製造することは不可能であろうが、顔や輪郭が同様のものを複数製造することは可能であることから、工業上の利用可能性が認められたものと思われる。

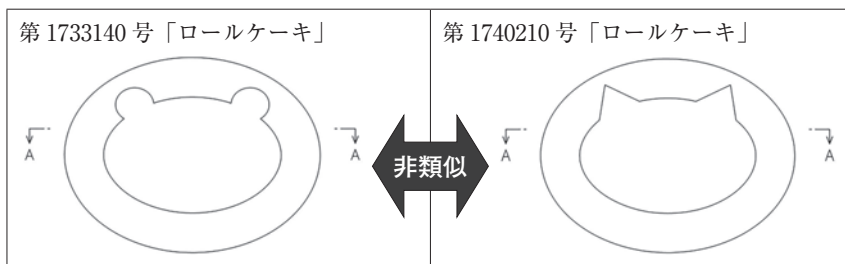
3. 3 類否



「包装用袋付サンドイッチ」の意匠と「サンドイッチ包装用袋」の意匠とが非類似として登録された事例である。意匠登録を受けようとする部分（実線部分）の形態はほぼ同じであるにもかかわらず、内容物の有無で物品非類似と判断されたものと思われる。

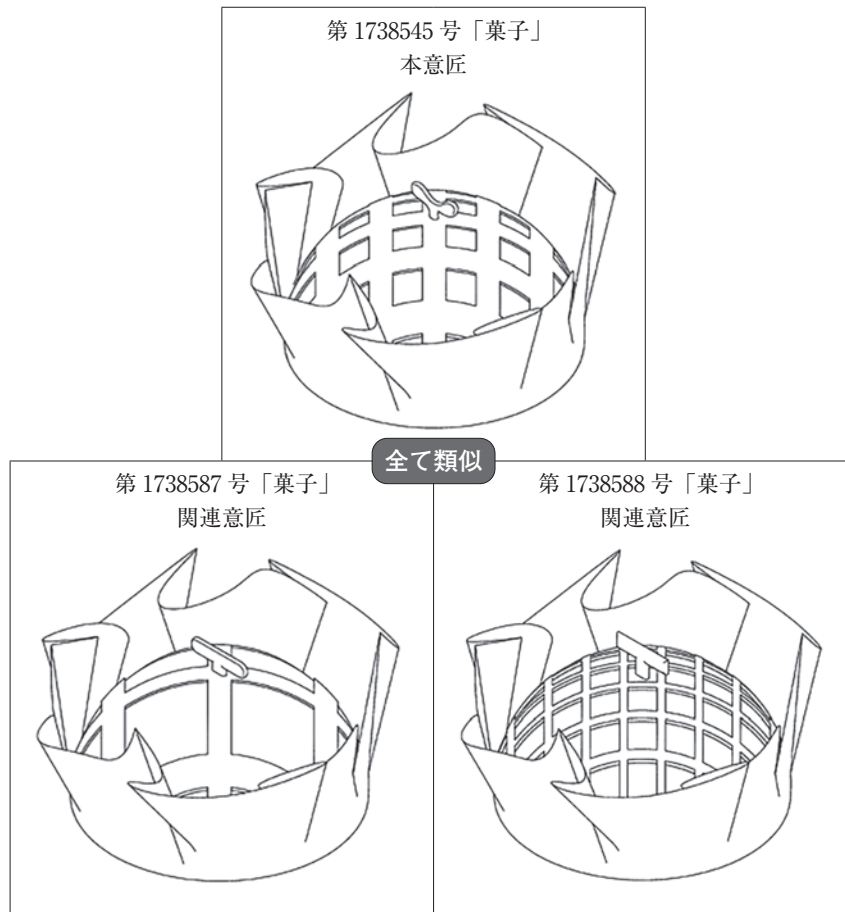


イヌ風の輪郭模様を有するロールケーキの意匠とカエル風の輪郭模様を有するロールケーキの意匠とが類似と判断された事例である。耳の大きさや占める割合に差異があるとしても、曲線からなる形状の共通性がより評価されたため、類似と判断されたものと考えられる。

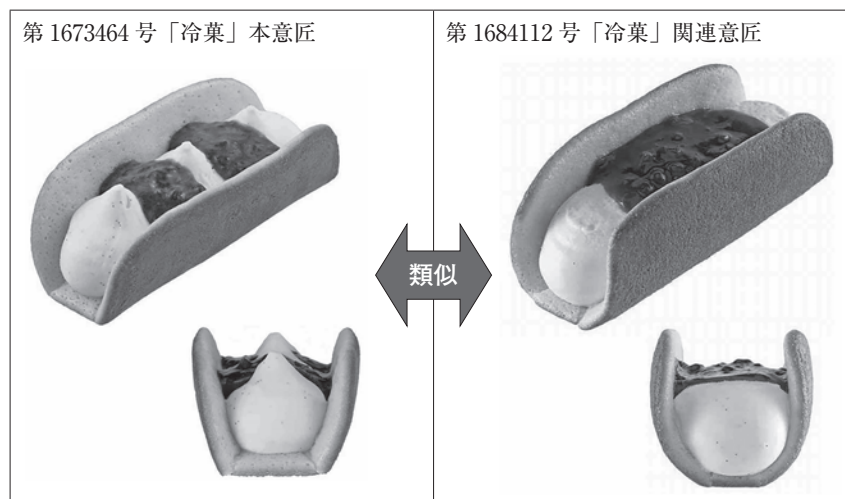


他方で、ネコ風の輪郭模様を有するロールケーキの意匠とは非類似と判断されている。耳の大きさや占める割合といった共通性以上に、曲線と直線（鋭角）の差異が評価されたため、非類似と判断されたものと考えられる。

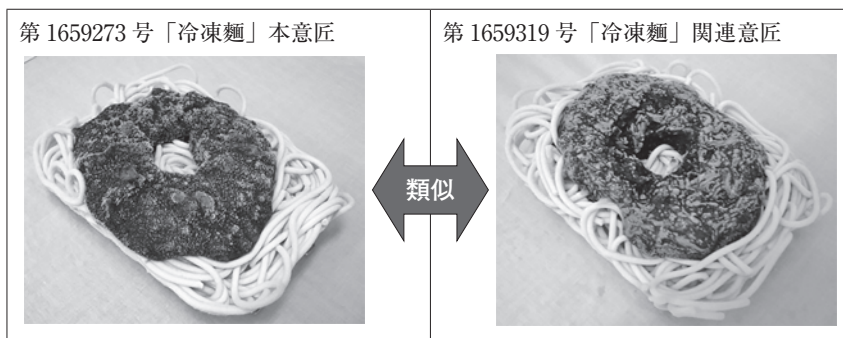
シンプルな輪郭図形の共通性の判断においては、曲線が与える印象と直線や鋭角が与える印象の差異が重視されることが見て取れる。



本意匠と比較してメロンの網目模様の間隔がかなり大きくなっても類似と認められた事例である。メロンに網目模様があるのは当然であることから、その間隔の差異よりも、包み紙の形状・頂部に刺さっている T 字状のピックの形状・網目模様が直交している態様の共通性が評価されたものと思われる。



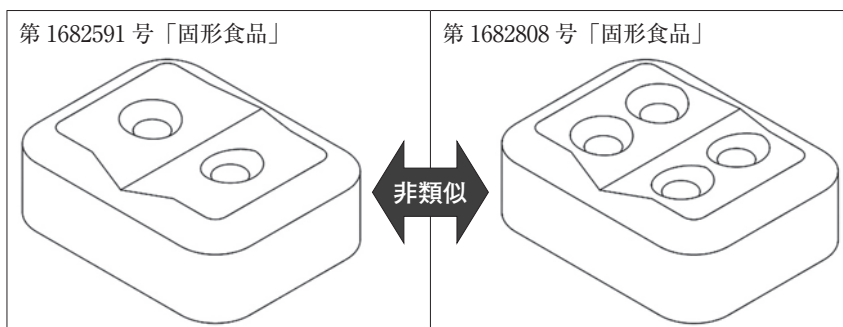
白いクリームを包むワッフル生地 of 形状、当該生地の中に占めるクリームの割合や形状、中央部にかかっているあんこの態様の共通性がもたらす美感が、クリーム部分の突起の有無やあんこのかかり方の差異点もたらす美感を上回ると評価されたものと思われる。



いずれも冷凍麺にドーナツ様にソースがかかった態様であり、ドーナツの形が正円、楕円の差異があるものの、類似と判断されている。

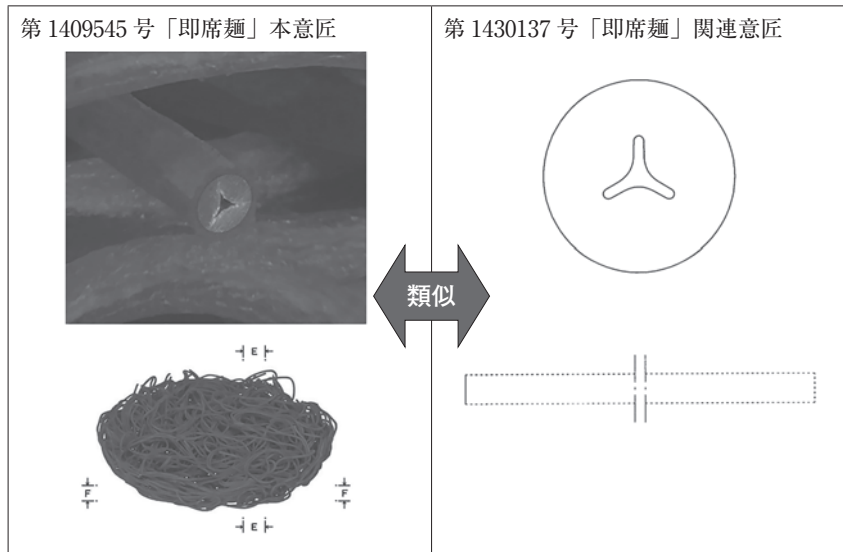


他方で、ドーナツ状のソースの数が複数のものは単数のものとは非類似と判断されている（これら4つの登録例はいずれも先に紹介した二つの登録例とは非類似）。ソースの数が2個の本意匠と5個の関連意匠が類似とされており、類似・非類似を分ける分水嶺がどこにあるのか推察しにくい感がある。なお、一連の登録例の参考文献として、ソースの塊が複数乗った冷凍麺に係る登録第 1398060 号が掲げられ、当該登録意匠を本意匠としてソースの塊の数が異なるものが関連意匠として登録されており（登録第 1398233 号、登録第 1398235 号）、かかる先登録例の存在が本件の類否に影響を与えた可能性は否定できない。このように、意匠公報に掲載される参考文献は、類否判断の手がかりとなり得る。

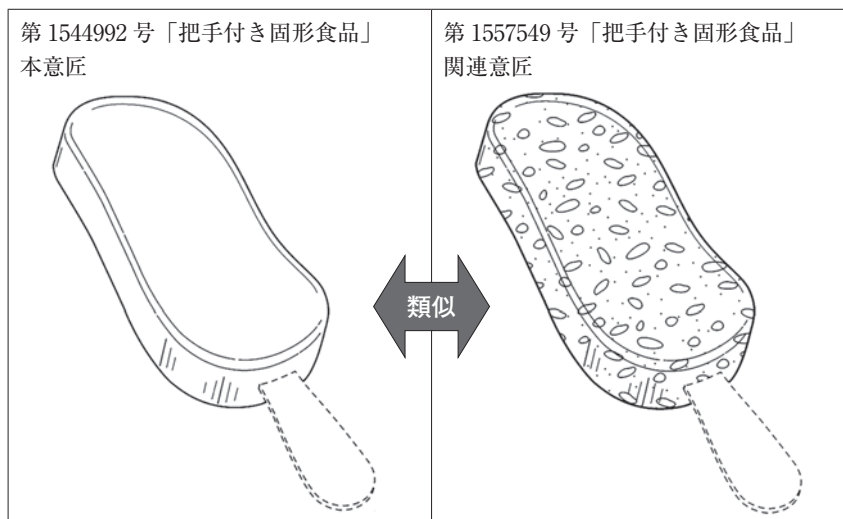


孔の数が左右一対（2個）か、左右二対（4個）かで相違し、非類似と判断された事例である。上の事例と併せ

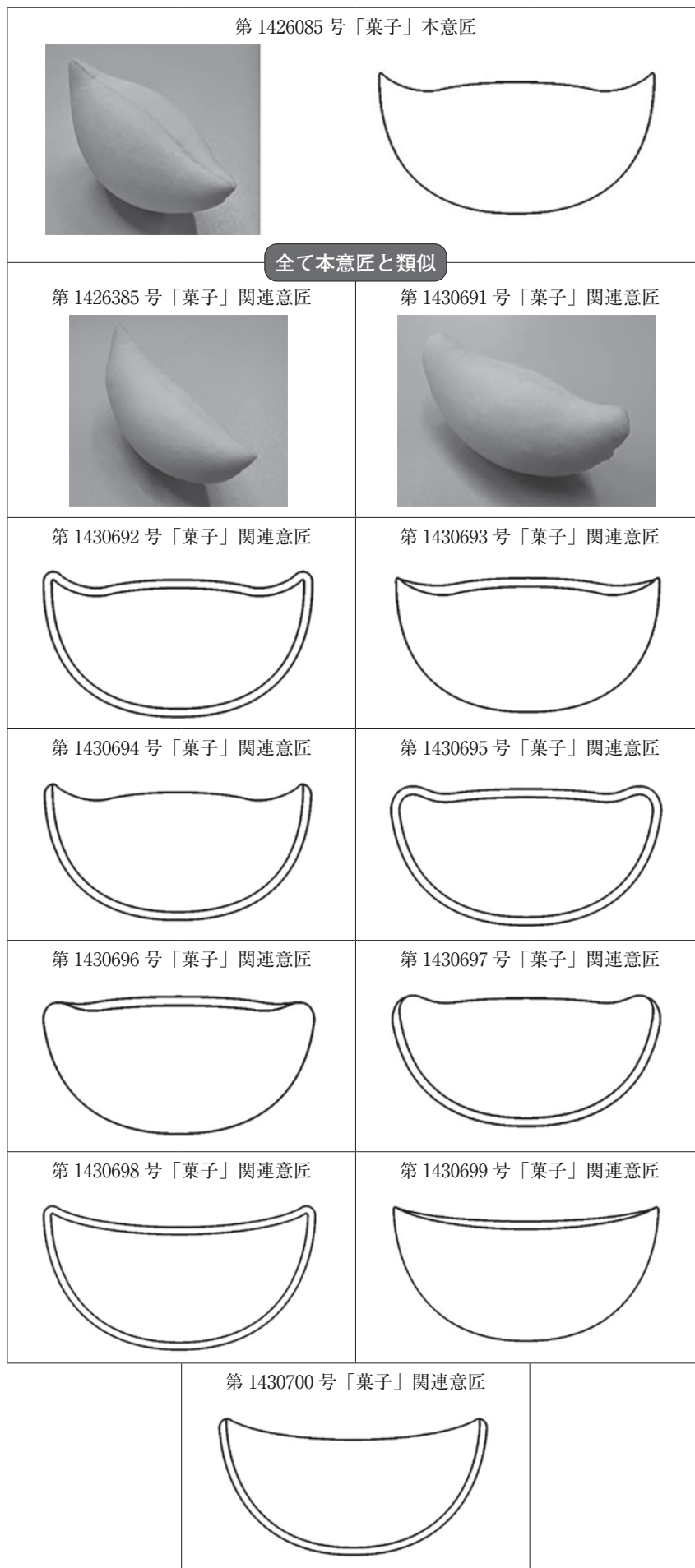
て、類似・非類似を分ける分水嶺がどこにあるのか推察しにくい感がある。



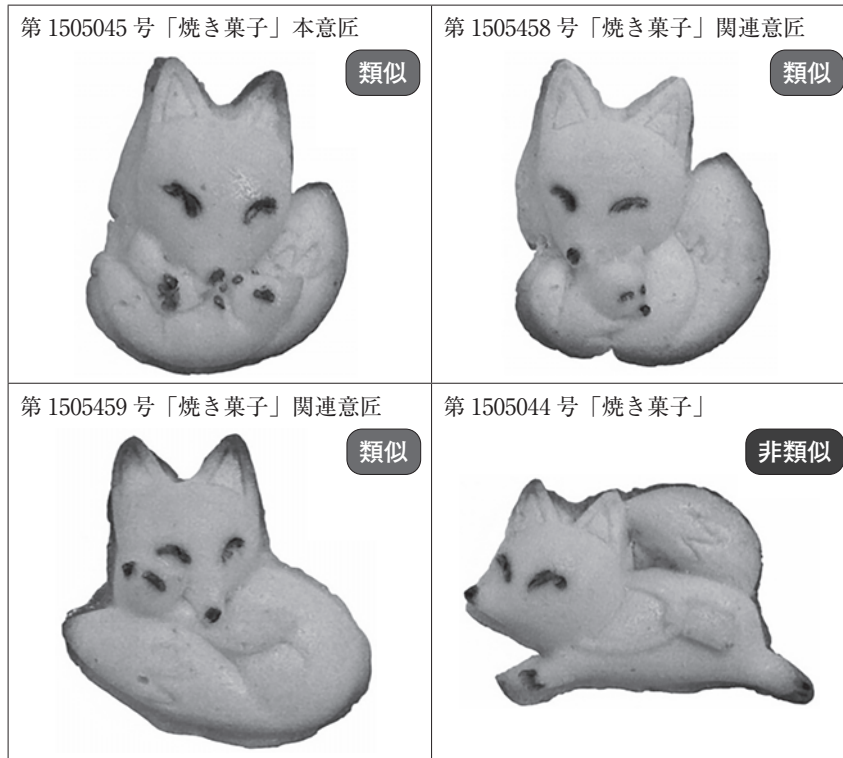
意匠登録を受けようとする部分以外の部分（麺の端面以外の着色部分、破線部分）の形状が塊の麺（本意匠）であっても、ストレートの麺（関連意匠）であっても、類似と判断された事例である。特徴部分以外の形状が大きく異なる場合であっても類似であること（権利範囲）を確認する登録例として参考になる。



冷菓本体の形状が同じであれば、外表面に表されたナッツなどの小片があろうがなかろうが類似であると認められた事例である。ナッツなどの小片を冷菓に入れることは常套的であることから、特徴的な冷菓の全体形状が同じであれば、共通性が大きく、類似と判断されたものと推察される。

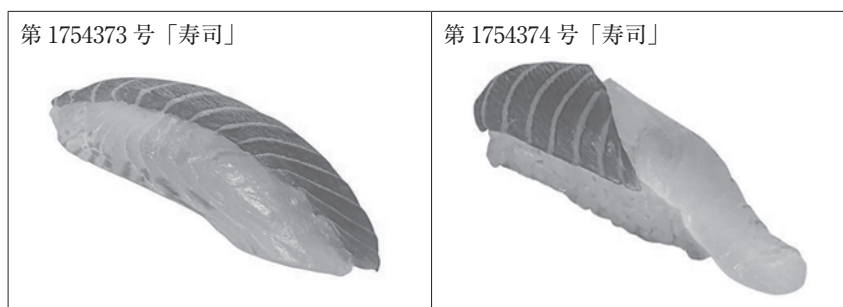


正面視は上端が略直線状（より詳細には、上端中央が緩やかに盛り上がり、上端両側が斜め上方に突出した形状）、下端が略円弧状であって、全体としてラグビーボールのように膨らんだ形状を有する菓子の意匠を本意匠として、大規模な関連意匠群を形成した事例である。様々な変形例について権利化しており、関連意匠制度の活用に関して参考になる。公知意匠次第で正面視の形状がかなり異なる場合であっても関連意匠として登録が認められる場合があり、バリエーション意匠の権利化についてチャレンジする意味があることを示唆する事例である。



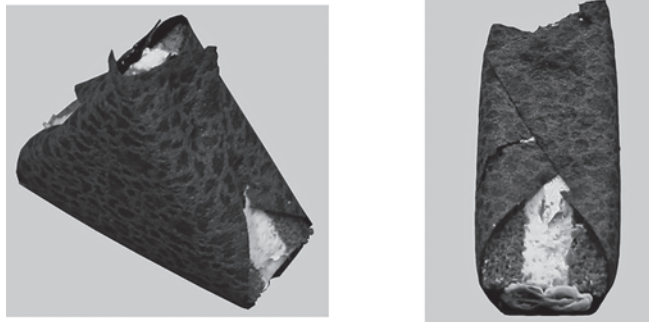
子狐を抱き丸まって座る狐の意匠がそれぞれ類似と判断されたが、走っている狐はこれらとは非類似と判断された事例である。前者と後者では輪郭形状に大きな違いが出るとともに、静的・動的な印象の相違があり、類否判断の結論が分かれたものと推察される。

3. 4 創作非容易性

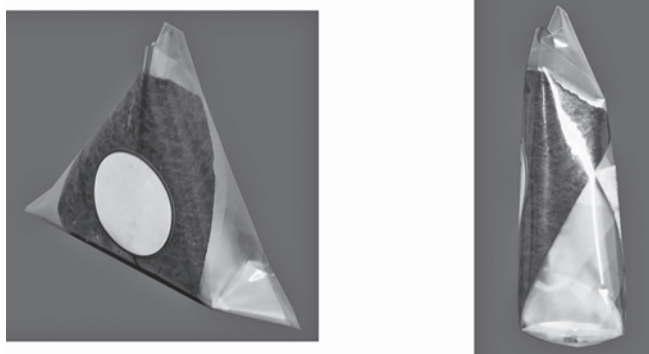


いずれもハーグ経由の意匠登録である。赤身の魚と白身の魚を切って合わせただけのシンプルな意匠であり、創作容易か否かが議論されたが、意外と日本人にはない発想であり、登録が認められたものと推察される。

第 1656233 号「ケーキ」

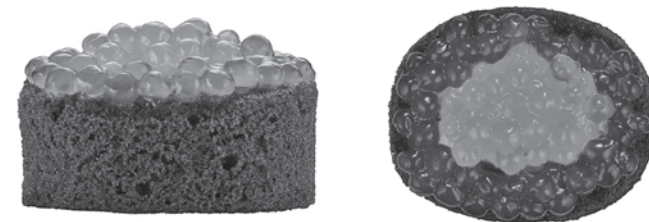


第 1659446 号「ケーキ」



「食品」関係の分野では、創作の容易・非容易に関し、他物品分野の形態の転用も議題に上った。上段のおにぎり型ケーキの意匠は、本物のおにぎりの形態とかなり印象が近く、創作容易なのではないかとの指摘もあったが、側面から見るとチョコレートケーキらしき濃色部分とクリームらしき淡色部分のコントラストが表れており、実際のおにぎりにはない創作が付加されていると見ることもできる。他方、下段のおにぎり型ケーキの意匠は上段のケーキの意匠を包装したもののように見えるが、上段の意匠のようなコントラストが外部から視認できるのか不明であり、コンビニエンスストアで流通しているおにぎりの形態と大差がないように見えるため、創作性が認められたポイントがわかりにくいように思われる。

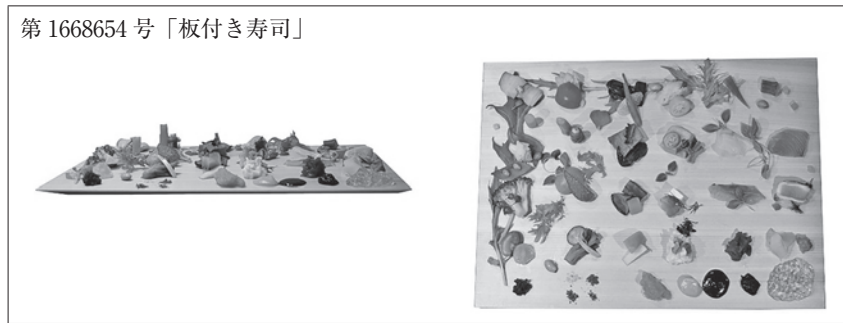
第 1440420 号「ケーキ」



こちらも同様に他物品分野の意匠の転用について議論された事案である。一見すると、いくらの握りずしそっくりで創作容易のようにも思われる。しかし、いくら部分が光を通す素材でできているらしく、平面から見ると、クリームの上に乗っている中央部のいくらは赤く、チョコレートケーキ（海苔部分）の上に乗っている外周縁部のいくらは赤茶けて見える。かかる点で実際の握りずしにはない創作が付加されていると評価することが可能であるように思われる。

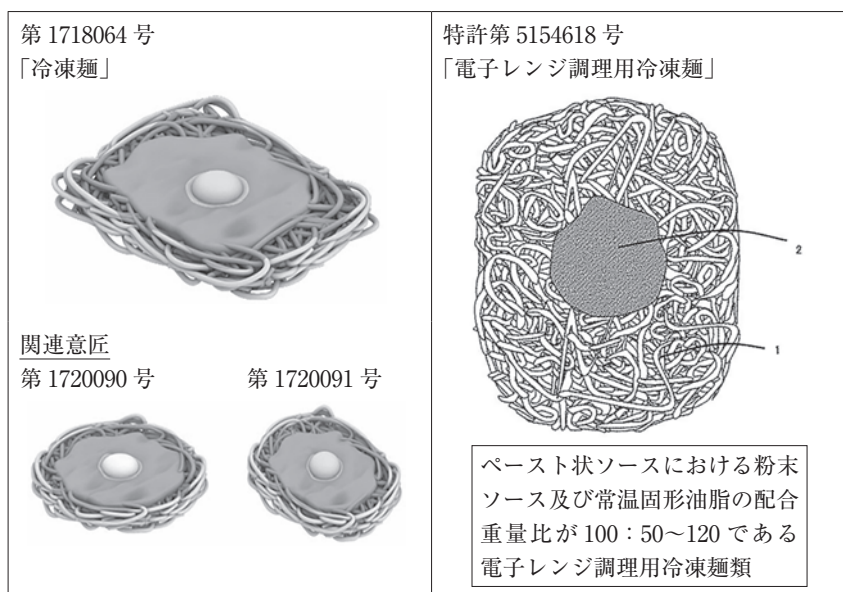
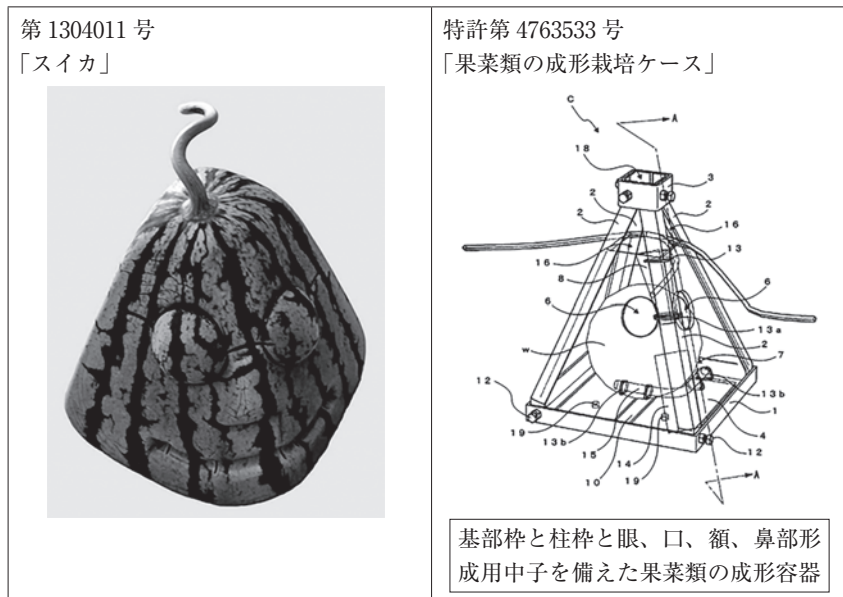
いずれにせよ、これらの事例を見る限り、他物品分野の形態を転用したとしても、そっくりそのまま転用した訳ではないとの論理付けができれば登録に導く余地があり、そのハードルはそこまで高くないものと推察される。



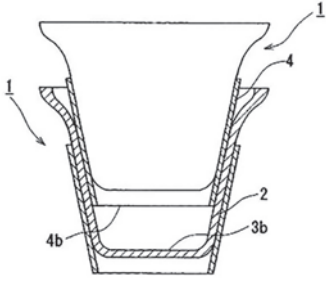
3. 5 一意匠

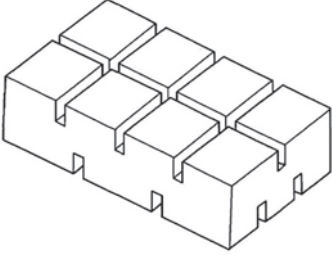
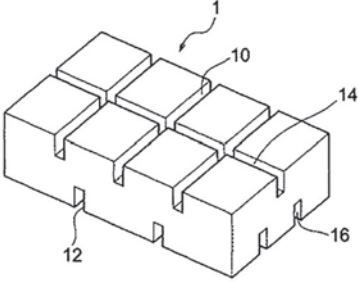


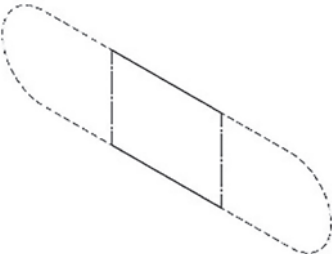
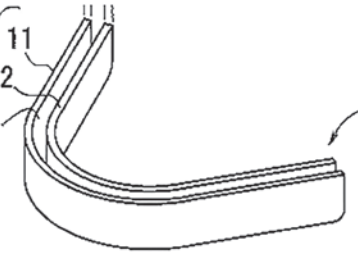
板に複数の寿司を載せた本件意匠が一意匠に該当するかどうか争われた事案であるが、「板と寿司とが一体に流通に付される」ことが意匠に係る物品の説明欄に記載されていた。拒絶査定不服審判（不服 2020-2281）まで争ったものの、この記載が決め手となり、一意匠として登録が認められている。願書の記載が登録の可否を左右することを示す好例であると思われる。

3. 6 関連特許のある登録例



<p>第 1396480 号 「可食容器」</p>  <p>関連意匠 第 1397020 号 第 1409901 号</p> 	<p>実登 3169478 号 「スリーブ付き可食容器およびスリーブ」</p>  <p>可食容器と、可食容器に装着されるスリーブとを備えたスリーブ付き可食容器</p>
--	---

<p>第 1524986 号「切り餅」</p> 	<p>特許 5658389 号「切り餅」</p>  <p>表面及び裏面の何れか一方又は双方に、1mm 以上の幅と 3mm 以上の深さをもって伸長する溝状凹部が複数有することを特徴とする切り餅。</p>
--	---

<p>第 1763604 号 「舌筋トレーニング食品」</p> 	<p>特許 7349734 号 「舌筋トレーニング用食品およびその使用方法」</p>  <p>シート状食品が、二つ折りされたものであることを特徴とする舌筋トレーニング食品。</p>
---	--

上記は、意匠登録と特許が併用された知財ミックスの事例である。外観を保護する意匠と、技術的思想を保護する特許とでは、その保護内容において、完全には一致しない事例も見られるが、相互補完的に、意匠的アプローチと特許的アプローチにより、対象製品を保護することは、食品の分野においても有用であると考えられる。

4. まとめ

「食品」関連の意匠については、今回紹介した登録例以外にも、ユニークでバラエティに富んだものが数多く確認された。

新しい「食品」を創作したという場合、その新規性が何によってもたらされているのか、すなわち、新しいレシピなのか、新しい見栄えなのか、新しい素材なのか、新しい味・香り・食感なのか等、その由来は多岐にわたり得る。そこには多様な知財の種が含まれ得るように思われるが、登録件数の状況を見ると、意匠の活用余地がなお大きく残されている分野の一つと言えるかもしれない。

また、今回紹介した食品に関する意匠と特許の知財ミックスの事例のうち特許が製造方法の発明である事例は、食品関連の意匠における典型例の一つと位置付けられよう。権利行使が難しいと言われることの多い製造方法特許について、その製造方法を用いて作られた成果物である食品を意匠権で押さえるという手法は、特許では得にくい、意匠特有の牽制効果等が有効に発揮され得る事例と考えられる。

本稿についての登録例の抽出や検討にご尽力頂いた、令和6年度意匠委員会第2部会の委員の先生方には、この場をお借りして深く御礼を申し上げます。

なお、別稿において画像意匠の登録例についても検討しており、画像意匠についても興味深い知見が得られている。併せてご参照いただければ幸いです。

(注)

(1) 特許庁「令和6年度 意匠出願動向調査－マクロ調査－」より抜粋（日本意匠分類別のランキング（上位5位以内はハッチ））

https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/document/isyou_syouhyou-houkoku/2024isho_macro.pdf（2026年3月16日アクセス）

（原稿受領 2026.1.26）